

# 認可定員を超過している 私立幼稚園への対応について

平成26年10月17日

この資料は、私立幼稚園(認定こども園を含む。)について、認可定員(収容定員)を超過して園児を受け入れている施設を特定教育・保育施設として確認する場合に、認可定員を超えた利用定員を設定する取扱いを示したものであり、保育所の定員超過の場合の取扱いはこれとは異なります。

また、認可定員の範囲内で利用定員を設定する場合についても、適用されません。(認可基準の範囲内であれば、市町村は、認可基準を満たしていることを前提として確認を行うこととなります)。

## 1. 現状

都市部を中心として恒常的に認可定員を超えて園児を受け入れている私立幼稚園が存在。

その理由としては、主に、

施設設備などの認可基準（園舎面積、運動場面積、1学級の幼児数、専任教諭の配置（1学級1名）等）を満たすことができない

適正配置に係る都道府県の認可指導基準を満たすことができない

の2つに大別される。

こうした施設については、従来から、認可権者たる都道府県で適正化の指導を行っており、併せて、私学助成についても、一定の減額等の対応を講じている。

## 2. 新制度における対応の基本的な考え方

利用定員の設定は、各設置者・事業者が、市町村から確認を受ける際に、利用実態等を踏まえて、認可定員の範囲内で、市町村と調整の上設定する。

認可定員を超過している施設については、新制度移行までに、定員増の認可を受けるか、\_\_実員を認可定員の範囲内に減少させるか、の対応を検討の上、いずれか又はいずれもの対応を行ったうえで新制度に移行する必要がある。

（認可定員を上限として設定する）利用定員を超えた受け入れについては、確認基準上、「年度内における需要の増大、（中略）その他のやむを得ない事情がある場合」に限り、認められる。

やむを得ず利用定員を超えて受け入れを行った場合については、適用される公定価格の定員規模が実際の規模よりも小さく設定され、単価が高くなっていることから、適用される単価を適正化する観点から、2年間恒常的に2割以上の定員超過がある場合の減算措置を適用する。（認可定員及び利用定員の増員により対応すべきであるが、従わない場合の措置として位置付け）

### 3 . 課題

上記を踏まえ、認可定員の適正化に取り組む必要があるが、いずれの対応についても下記のとおり、改善までに一定の期間を要する。

認可定員の適正化により対応する場合、適正配置指導など、設置者・事業者の努力では解決できない課題がある場合などは特に、施行までの定員変更が間に合わない可能性が高い。

実員の減少により対応する場合、既に入園している者を退園させることは現実的でないこと等から、その改善には一定の年数を要する

利用定員を超えた受け入れに係る「やむをえない事情」は市町村の判断となるが、現に既に受け入れている子どもの給付を出さないとする対応は追い出しを迫ることとなり現実的には困難と考えられる一方で、超過した場合の公定価格の減算が、一律に、法施行後3年目からしか適用されないとすれば、給付の減額を通じた厳しい指導がされないばかりか、実際の規模よりも小さい定員規模の高い単価で過大な給付額を支払うこととなる。

また、新制度の施設型給付費は、個人給付の代理受領であり、認定を受けた者が適正に確認を受けた施設から教育・保育を受けている以上、当該者に対して施設型給付費を支払わないという取扱いは法律上認められないことを前提として、その場合の公定価格の取扱いを検討する必要がある。

## 4 . 対応の方向性

上記2のとおり、認可定員の範囲内で利用定員を設定することが原則であることから、

- ・ 認可基準を満たすよう、必要な指導監督を行う
- ・ 利用実態に応じた認可定員に変更する（認可基準を満たすことが前提）

が必要である。その上で、過渡的な措置として、以下のような対応案とする。なお、私学助成との関係や個別具体的な事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱って構わない。

### (1) 認可定員を超えた利用定員設定の例外的・暫定的な容認

市町村は、事業者から認可定員を超えた利用定員の設定の申請があった場合は、以下の条件を満たし、かつ、都道府県との協議（支援法第31条第3項）で都道府県が必要と認める場合に限り、認可定員を超えた利用定員を期限付きで認めることができることとする。

ア) 事業者が、及び/又は の取組により、認可基準を満たす範囲での適切な認可定員の設定及び当該認可定員の遵守に向けて取り組んでいること。

定員増の変更認可申請中又は申請予定であり、かつ、客観的な認可基準を満たしていること  
新規入園者の計画的な減少などによる実員の適正化に取り組んでいること

イ) 認可定員を超えた利用定員は、各園の新制度移行から5年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り認めること。

ウ) 施設の学級編制、教職員配置、施設設備については、ア) による実利用人員の改善中などの場合を除き、現状の実利用人員に応じた認可基準を遵守していること（従って、現状では実利用人員に応じた施設設備基準に合致しなくとも、本件協議の対象となり、施設設備基準に合致した人数以上の利用定員の設定が容認され得ることに留意が必要）

都道府県が協議を容認するか否か、また、協議どおりの利用定員設定を認めるか、人数や期限等を修正のうえ容認するかについては、都道府県の裁量に委ねられるものである。なお、上記ア) の取組を行う園については、毎年度、減員の状況に応じて利用定員を減員させていくことが基本になる。

(例)

- ・ 現状；175人が認可定員。現に245人を受け入れている。現状の施設設備等の状況で、210人であれば認可基準に適合する場合。
- ・ による対応（施設整備を行う、敷地を拡張すること等により、245人で認可基準を満たし、定員増認可申請を予定しているなど）を行う場合

都道府県が適当と認めた場合、245人の利用定員設定が可能（最長5年の有期限）

都道府県の判断により認めないことも、人数を修正することも、可能。

- ・ による対応（毎年度の入園者数を減少させ、27年度は225人、28年度195人、29年度175人となるなど）を行う場合

都道府県が適当と認めた場合、27年度は225人、28年度195人、29年度175人の利用定員設定が可能

都道府県の判断により認めないことも、人数を修正することも、可能。

との組み合わせによる対応も考えられる。（により人数を減少させたくうえで、により認可申請を行う など）

事業者は関係書類を所在地市町村に提出し、市町村は都道府県協議の際に都道府県の新制度担当及び私立幼稚園担当に提出する。ア) 及び のいずれについても、都道府県の私立幼稚園担当部局で確認し、認否等の結果を市町村に回答することとする。

都道府県が認可定員を超えた利用定員設定を容認した場合は、都道府県の私立幼稚園担当部局は、 については、できるだけ速やかに変更認可が可能となるよう調整や審議等を進め、 については、自らが主導して、市町村と連携を図りつつ、定期的に指導を行う。(なお、 のうち申請提出中のものについては、本件協議を容認するか否かに関わらず、申請に対して速やかに応答すべきものであることは、当然である)

都道府県は、新制度の情報公表の仕組みにおいて、認可定員、(暫定的)利用定員、在籍園児数を公表することとなるが、認可基準を超えた利用定員設定をしていることが明確に分かるように工夫する。

これらの条件を満たさず、又は都道府県が容認しなかった場合は、原則どおり、認可定員を上限として利用定員を設定することとなり、確認基準及び認可基準の違反状態を早急に解消するよう、厳格な指導監督が必要となる。

特に、実際の利用人員で客観的な認可基準を満たさない場合には、確認の取消事由に該当するものであり、確認基準のやむをえない事情による定員弾力化の考え方を適用する余地すらなく、認可基準違反の状況に応じて、教員の確保や、超過して受入れている園児の転園のあっせんなどの対応を早急に講ずることが求められることに留意が必要である。

なお、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)附則第二項ただし書(\*)に基づき、園舎及び運動場面積について、なお従前の例によることとされ現行の設置基準が適用されていない幼稚園については、確認を受けることに伴い現行の設置基準を満たすことが求められるものではなく、現状を維持して新制度に移行する以上は、直ちに設置基準違反を問われるものではない。

(\*)園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基づき別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場について別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際(昭和32年2月1日)現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。

## (2) 減算措置等の設定

(1) による利用定員の設定を前提として、公定価格の給付額の設定の考え方について、標準的な考え方を整理する。以下は、給付の性格に鑑みた公定価格上の標準的な取扱いとしてお示しするものであり、特に(B)及び(C)については、私学助成との関係や個別具体的な事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱って構わない。

ただし、負担金(国及び都道府県。全国統一費用部分)の算定に当たっては、仮にこの標準的な取扱いよりも高い公定価格を設定した市町村であっても、この標準的な取扱いを前提とした公定価格の額等が適用されることを前提に算定する方向で検討している。

なお、これらのケースにおいては、認可基準は満たしていないが、公定価格上の人員配置基準は満たしていることを前提としている。公定価格上の人員配置基準を満たさない場合は、公定価格上、年齢別配置基準を下回る場合の減額調整の対象となることに留意が必要。

### (A) 暫定的な利用定員を設定する施設の場合

(1) のとおり、認可定員を超えた利用定員設定の例外的・暫定的な容認をした施設については、実質的には認可基準に適合し又は適合する状態となる見込みであること、都道府県が個別判断により期限付きにて利用定員の設定を容認した施設であることを踏まえ、設定された利用定員に基づく単価設定を行い、また、公定価格の減額調整は講じない。(ただし、当然ながら、一旦設定された利用定員を恒常的に超過する場合は、通常ルールに従い、公定価格の減額調整の対象となる)

これまで私学助成で認可定員を超えた部分は助成対象外とするなどの措置を講じてきたこととの整合性を重視する都道府県については、暫定的な利用定員の設定を認めないことにより(B)による対応とすることができる。

(例)

- ・現状；175人が認可定員。現に245人を受け入れている。現状の施設設備等の状況で、210人であれば認可基準に適合する場合。
- ・ による対応（施設整備を行う、敷地を拡張すること等により、245人で認可基準を満たし、定員増認可申請を予定しているなど）で、5年間に限り、245人の利用定員設定を容認された場合

245人の利用定員が該当する区分（241～270人）での公定価格単価を適用（減算なし）

\* 「その他地域」4歳以上児の基本分単価（月額）での算定例（金額は仮単価（質改善後））

$$22,330円（241-270人） \times 245人 = 5,470,850円$$

- ・ による対応（毎年度の入園者数の減少）で、27年度は225人、28年度195人、29年度以後は175人の利用定員設定を容認された場合

27年度は225人の利用定員が該当する区分（211～240人）での公定価格単価、28年度は195人の利用定員が該当する区分（181～210人）での公定価格単価、29年度以後は175人の利用定員が該当する区分（151～180人）での公定価格単価を、それぞれ適用（減算なし）

\* 「その他地域」4歳以上児の基本分単価（月額）での算定例（金額は仮単価（質改善後））

$$27年度；23,010円（211-240人） \times 225人 = 5,177,250円$$

$$28年度；23,890円（181-210人） \times 195人 = 4,658,550円$$

$$29年度；25,070円（151-180人） \times 175人 = 4,387,250円$$



## ( B ) 設定された利用定員 ( = 認可基準 ) を超えて受入れる施設の場合 ( 認可基準には適合 )

( 1 ) の条件を満たすが都道府県協議で認められなかった施設や、客観的な認可基準は満たすが都道府県協議を行わなかった施設については、利用定員は認可定員の範囲内で設定されることから、利用定員を超えた受入れが行われることが起こりうるが、客観的な認可基準は満たし又は適合する状態となる見込みの施設であることから、確認基準上、やむを得ないと認められる場合には、利用定員を超過した受入れ ( 定員弾力化 ) を認めることが可能と考えられる。

このように利用定員を超えた受入れを行っている場合の施設型給付については、( A ) の施設との整合性にかんがみ、実際の受け入れ人数に応じた公定価格単価を適用するとともに、仮単価で提示している「定員を恒常的に超過する場合」の単価 ( 割合 ) について、各園の利用実員が新制度施行又は確認を受けた後 2 年間継続して利用定員の 1 2 0 % を超える場合には、当該 2 年間経過後から当該減算割合を適用する。この超過しているか否かの判断に当たっては、利用定員との乖離状況で判断するが、公定価格の減算割合については、適用する公定価格単価の該当する定員区分 ( 実際の受け入れ人数 ) のものを用いる。

ただし、都道府県の判断によっては、新制度施行時点から当該減算割合を適用することも可能。( 現行の都道府県の私学助成で減額の仕組みがあるため、その継続性を重視して施行当初から減算を適用することも認める )

さらに、私学助成については、これまで、各都道府県がそれぞれの考え方に従って定員超過の場合の助成額を設定してきたことを踏まえ、特に必要と都道府県が判断する場合には、都道府県が、施設ごとに、この割合よりも低い減算率を定めることを可能とする。この場合でも、( C ) による減算措置より厳しい措置とはしない。

なお、認可定員以下、利用定員以下となった段階で、通常ルールに従った公定価格算定方法になる。

(例)

- ・現状；175人が認可定員。現に245人を受け入れている。現状の施設設備等の状況で、210人であれば認可基準に適合する。
- ・新規入園者の減員等により、27年度は235人、28年度225人、29年度は195人、30年度は175人の受入数とする見込みの場合（都道府県協議を行わない又は認容されなかった場合。都道府県協議で容認された場合は（A）の扱いとなる。）

利用定員は175人での設定。

公定価格単価は、実受入れ人数の該当する定員区分のものを適用

\* 「その他地域」4歳以上児の基本分単価（月額）での算定例（金額は仮単価（質改善後））

27年度；現に235人利用の場合  $23,010円(211-240人) \times 235人 = 5,407,350円$ （利用定員（175人）より34%超過）

28年度；現に225人利用の場合  $23,010円(211-240人) \times 225人 = 5,177,250円$ （利用定員（175人）より29%超過）

29年度；現に195人利用の場合  $23,890円(181-210人) \times 195人 \times \frac{93}{100} = 4,332,452円$ （利用定員（175人）より11%超過）

過去2年間2割超超過のため。181-210定員区分の減算割合を用いる。

30年度；現に175人利用の場合  $25,070円(151-180人) \times 175人 = 4,387,250円$ （利用定員（175人）超過なし）

以後は、認可定員内の利用定員設定という通常ルールどおりの運用となる。

（注）都道府県の判断により、2割超過に係る減額割合を移行前の2年間遡及すること、私学助成との整合性等を踏まえてさらに減算割合を引き下げること（ただし、（C）よりも厳しい減算措置となつてはならない。）も可能。

## (C) 認可基準に反した受け入れを行う施設の場合

客観的な認可基準を満たすことができず又は適合する状態となる見込みのない施設（幼稚園設置基準附則第二項ただし書が適用されている施設については、現行の設置基準が適用されないことから、現状を維持して新制度に移行する以上は、直ちに設置基準違反を問われるものではないことに留意）については、そもそも超過受入れ自体、認可基準及び確認基準上認められないものであり、施設型給付費も客観的に認可基準に適合できると判断できる規模に応じた額とすることが公平性の観点から適当と考えられる。

ただし、個人給付との性格上、現に施設を利用する子どもに対する給付を払わないという対応はできないことから、認可基準に適合できると判断され、又は公定価格として支払うことが適当と認められる定員規模（以下「基準適合定員」という。）まで受け入れた場合の公定価格の金額に置き換えて支払うこととする。

この基準適合定員については、認可権者である都道府県が判定を行い、確認を行う市町村に伝えることが適当と考えられる。この際、他の認可施設等との均衡等を踏まえ、施設や園庭の面積等を改めて当てはめて判断するのではなく、あくまでも現在認可を受けている定員をもって基準適合定員数とすることも考えられる。

さらに、各園の利用実員が、新制度施行又は確認を受けた後2年間継続して利用定員（基準適合定員ではなく認可定員の範囲内で設定される利用定員で判断する）の120%を超える場合には、当該2年間経過後から当該減算割合（基準適合定員が該当する公定価格の定員区分の調整割合）を適用する。

ただし、都道府県の判断によっては、新制度施行時点から当該減算割合を適用することも可能。（現行の都道府県の私学助成で減額の仕組みがあるため、その継続性を重視して施行当初から減算を適用することも認める）

(例) 175人が認可定員。現に245人を受け入れている。

210人であれば認可基準に適合することから、都道府県が基準適合定員を210人と判定した場合。

210人規模の単価(定員区分181~210人)を210/245に減算(給付は実受入数の245人分支給)

\* 「その他地域」4歳以上児の基本分単価(月額)での算定例(金額は仮単価(質改善後))

$$23,890\text{円}(181-210人) \times 245人 \times \frac{210}{245} = 5,016,900\text{円}$$

基準適合定員 ÷ 実受入数

$$23,890\text{円}(181-210人) \times 245人 \times \frac{210}{245} \times \frac{93}{100} = 4,665,720\text{円}$$

過去2年間2割超超過のため。181-210定員区分の減算割合を用いる。

(注) 都道府県の判断により、2割超過に係る減額割合(基準適合定員が該当する公定価格の定員区分の調整割合を用いる。)を移行前の2年間遡及すること、私学助成の交付額調整に鑑み減額割合をさらに引き下げる(ただし、次の基準適合定員が認可定員である場合よりも厳しい減算措置となつてはならない。)も可能。

都道府県が基準適合定員を175人(認可定員)と判定した場合。

基準適合定員が認可定員を下回することは想定されず、この場合の算定額が公定価格の減算措置による最下限額となる。

175人規模の単価(定員区分151~180人)を175/245に減算(給付は実受入数の245人分支給)

\* 「その他地域」4歳以上児の基本分単価(月額)での算定例(金額は仮単価(質改善後))

$$25,070\text{円}(151-180人) \times 245人 \times \frac{175}{245} = 4,387,250\text{円}$$

基準適合定員 ÷ 実受入数

$$25,070\text{円}(151-180人) \times 245人 \times \frac{175}{245} \times \frac{91}{100} = 3,992,390\text{円}$$

過去2年間2割超超過のため。151-180定員区分の減算割合を用いる。

(注) 都道府県の判断により、2割超過に係る減額割合(基準適合定員が該当する公定価格の定員区分の調整割合を用いる。)を移行前の2年間遡及することも可能。これよりもさらに減額割合を引き下げることは不可。

なお、都道府県及び市町村は、連携して、学級の分割、教員の確保、施設設備の確保、超過して受入れている園児の転園のあっせんなどの対応を早急に講ずるよう適正化の指導を早急に行う。さらに、従わない場合には、認可の取り消し及び確認の取り消しも含めて、厳しく対応することが必要。

# 認可定員超過の私立幼稚園への対応(まとめ)

あくまでも国としての標準的な取扱いであり、各都道府県の判断により柔軟な運用は可能。

例) 認可定員175人で実際に245人を受け入れている私立幼稚園の場合

245人で認可基準を満たす又は満たす見込みがある

の場合など、認可基準を直ちに満たさない施設も対象となり得る。

①定員増認可申請中・申請予定 and/or ②実員減少計画

(協議を行わない)

都道府県協議

認められる場合

認められない場合

「基準適合人数」については、都道府県が判定することが基本。幼稚園設置基準附則第二項ただし書適用の施設については、現状のまま移行する場合は直ちに(C)とはならない。

245人では認可基準を満たしていない(満たす見込みもない)認可基準を満たすことができる最大定員(基準適合定員)が210人の場合

利用定員245人(期限付)

利用定員175人(認可定員が上限)

の場合など、受入れ状況に応じて、年度ごとに引き下げることあり得る。

実利用245人の場合

(A)

$245\text{人単価} \times 245\text{人}$   
(利用定員) (実受入数)

減算なし。547万円(A)

(B)

$245\text{人単価} \times 245\text{人}$   
(実受入数) (実受入数)  
× 調整割合

2年連続2割超過の場合、公定価格表の調整割合を適用(245人単価適用の場合94/100。514万円(B)')。さらに、都道府県の判断により、調整割合の引き下げ可能(ただし、結果的にCより下げないこと)。

(C)

$210\text{人単価} \times 245\text{人}$   
(基準適合定員) (実受入数)  
× 基準適合定員 ÷ 実受入数 × 調整割合

「基準適合定員 ÷ 実受入数」により減額割合を設定(210/245。実質的に210人分に相当する給付額)。  
2年連続2割超過の場合、公定価格表の調整割合を適用(210人単価適用の場合93/100。467万円(C)')。さらに、都道府県の判断により、調整割合の引き下げ可能(ただし、基準適合定員が認可定員の場合まで)。

全国統一費用部分の算定に当たっては、この取扱いと異なる市町村も含め、この取扱いを前提とした公定価格の額等を前提に算定する方向で検討。

指導監督  
(市町村等)

・期限内に、利用定員設定時の計画に基づく認可定員による受入適正化を指導。  
・期限経過後は改めて利用定員を設定。

確認基準(定員弾力化含む)の遵守を指導。

・速やかに認可定員に基づく受入適正化を指導。  
・従わない場合は確認の取消も含め厳しく対応。

いずれも、一義的には、認可監督権者たる都道府県が、認可定員に基づく適正化を指導

【参考】

175人認可定員 245人実利用人数の具体的な金額(公定価格による収入)イメージ

「その他地域」4歳以上児の基本分単価(月額)での算定例

(A) 245人(241-270人規模) 22,330円 × 245人 = 5,470,850円 ……【A】

(B) 245人(241-270人規模) 22,330円 × 245人 = 5,470,850円 ……【B】

さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合94/100 適用 = 5,142,590円 ……【B】’

その上でさらに、都道府県の判断により(C)( の【C】 ’)を下らない範囲での減額も可能

(C) 基準適合定員が210人のケース

210人(181-210人規模) 23,890円 × 245人 = 5,853,050円

210人でしか認可基準に適合しないため210/245の減算適用 = 5,016,900円 ……【C】

さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合93/100 適用 = 4,665,720円 ……【C】’

その上でさらに、都道府県の判断により を下らない範囲での減額も可能

基準適合定員が175人(認可定員)のケース((B)の最下限額となる)

175人(151-180人規模) 25,070円 × 245人 = 6,142,150円

175人でしか認可基準に適合しないため175/245の減算適用 = 4,387,250円 ……【C】

さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合91/100 適用 = 3,992,390円 ……【C】’

【C】’よりも厳しく減額することは不可

(参考)認可定員が245人以上の場合

175人(151-180人規模) 25,070円 × 245人 = 6,142,150円

定員超過の減算割合91/100 適用の場合 = 5,589,350円

…利用定員175人で245人受け入れた場合

…利用定員175人で245人受入れが2年連続した場合